

第一章 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条）
第二章 強制執行	第一節 総則（第二十二条—第四十二条）
第三章 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第四章 不動産に対する強制執行	第一款 不動産に対する強制執行
第五章 債権（第二百二十二条—第二百四十四条）	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第六章 強制競売（第二百四十五条—第二百四十九条）	第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条）
第七章 船舶に対する強制執行（第二百五十二条—第二百五十五条）	第二款 船舶に対する強制執行（第二百五十二条—第二百五十五条）
第八章 動産に対する強制執行（第二百五十六条—第二百五十九条）	第三款 動産に対する強制執行（第二百五十六条—第二百五十九条）
第九章 債権及びその他の財産権に対する強制執行	第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行
第十章 強制執行等（第二百五十三条—第二百六十七条）	第一目 債権執行等（第二百五十三条—第二百六十七条）
第十一章 少額訴訟債権執行（第二百六十八条—第二百六十九条）	第二目 少額訴訟債権執行（第二百六十八条—第二百六十九条）
第十二章 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第二百六十九条）	第三目 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第二百六十九条）
第十三章 担保権の実行としての競売等（第二百八十条—第二百九十五条）	第四章 債務者の財産状況の調査
第十四章 財産開示手続（第二百九十六条—第二百九十九条）	第一節 財産開示手続（第二百九十六条—第二百九十九条）
第十五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	第二節 第二百十二条—第二百十五条
附則	附則

（趣旨）	（執行裁判所）
第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	第二章 民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。
第二節 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条）
第三章 担保権の実行としての競売等（第二百八十条—第二百九十五条）	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第四章 債務者の財産状況の調査	第一節 総則（第二十二条—第四十二条）
第五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
附則	第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条）

（執行機関）	（執行裁判所）
第一条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。	第二章 民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。
第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	第一節 総則（第二十二条—第四十二条）
第三節 不動産に対する強制執行	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第四節 強制競売（第四十五条—第九十条）	第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条）

（任意的口頭弁論）	（審尋）
（執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。）	第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。
（執行抗告）	第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第六十四条の二第五項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。
（執行抗告）	第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行）
（執行抗告）	第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

（執行抗告）	（執行抗告）

第二十七条 請求が債権者の証明すべき事実の到
合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。

イ 第五十五条第一項第三号（第一百八十八条において準用する場合を含む。）に掲げる保全処分及び公示保全処分

(反対給付又は他の給付の不履行に係る場合)
強制執行

に同条第七号に掲げる債務名義のうち次号第一号の三及び第六号に掲げるもの以外のもの 第一審裁判所

2 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者に付与する場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

口 第七十七条第一項第三号（第一百八十八条において準用する場合を含む。）に掲げる保全処分及び公示保全処分

すべきものである場合においては、強制執行は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。

一の二 第二十二条第三号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令並びに損害賠償命令事件に関する手続における和解及び請求の認諾に係るもの等を指す。

者又は債務者とする執行文はその者に対して又はその者のために強制執行をすることができることが裁判所書記官若しくは公証人に明白でありますとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

又は公示保全処分(第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。)

2 債務者の給付が他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行の目的は、債権者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したときに限り、開始することができる。

の損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所の

3
執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債務者がこれらを証する文書を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することがあります。

第三項の規定により付与された執行文については、前項の規定により当該執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行がされたときは、当該強制執行によつて当該不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

第三十二条 執行文の付与等に関する異議の申立て
執行文の付与の申立てに關する处分に對しては、裁判所書記官の处分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることがで
きる。

二 確定手続が係属していた地方裁判所

一 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とす
る占有移転禁止の仮処分命令（民事保全法
（平成元年法律第九十一号）第二十五条の二
第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令
をいう。）が執行され、かつ、同法第六十二
条第一項の規定により当該不動産を占有する
者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は

一十八条 執行文は、債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

前項の規定は、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本を更に交付する場合について準用する。

3 第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないときは、裁判所は異議についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの处分を命ずることができる。

三 在地を管轄する地方裁判所 第二十二条第四号に掲げる債務名義のうち民事訴訟法第三百三十二条の十第一項本文の規定による支払督促の申立て又は同法第四百二条第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立てによるもの 当該支払督促の申立てについて同法第三百九十八条（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの

明渡しの強制執行をすることができるものであること。

債務名義等の送達)

4 前項に規定する裁判に対しでは、不服を申し立てることができない。

四 提起があつたものとみなされる裁判所 第二十二条第四号の二に掲げる債務名義 同号の処分をした裁判所書記官の所属する裁

としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。)における第八十三条第一項本文(第一百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「引渡命令」という。)であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のイからハまでのいずれかの保全処分及び公示保全処分(第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。)が執行され、かつ、第八十三条の二第一項(第一百八十七条第五項又は第一百八十八条において準用する場合を含む。)の規定により当該不動産を占有する者に対し当該引渡命令に基づき引渡しの強制執行をすることができるものであること。

二十一条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。
（執行）

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本の交付について準用する。

(執行文付与の訴え)

第三十三条 第二十七条第一項又は第二項に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文（同条第三項の規定により付与されるものを除く。）の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提起することができる。

前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

一 第二十二条第一号から第三号まで又は第六号から第六号の五までに掲げる債務名義並びに

五 第二十二条第五号に掲げる債務名義 債務者
の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所
(二)の普通裁判籍がないときは、請求の目的
又は差し押さえることができる債務者の財産
の所在地を管轄する裁判所

六 第二十二条第七号に掲げる債務名義のうち
和解若しくは調停(上級裁判所において成立
した和解及び調停を除く。)又は労働審判に
係るもの(第一号の二及び第一号の三に掲げ
るものを除く。)和解若しくは調停が成立し
た簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判
所(簡易裁判所において成立した和解又は調
停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しない
ものであるときは、その簡易裁判所の所在地

を管轄する地方裁判所)又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所(執行文付与に対する異議の訴え)

(執行文付与による規定により執行文が付された場合において、債権者の証明すべき事實の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができることについて異議のある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

2 異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(請求異議の訴え)

第三十五条 債務名義 (第二十二条第二号又は第三号の二から第四号までに掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る債務者も、同様とする。

2 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて異議の訴えを提起する債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

3 第三十三条第一項及び前条第二項の規定は、(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前ににおいても、することができる。

4 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

5 第一項又は第三項の申立てについての裁判に對しては、不服を申し立てることができない。(終局判断における執行停止の裁判等)

第三十七条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判断において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができればならない。

2 前項の規定については、仮執行の宣言をしなければならない。

(第三者異議の訴え)

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第二項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

(強制執行の停止)

第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについて準用する。

2 第二項の訴えについて準用する。(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

3 第二項の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 債務名義(執行証書を除く)若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本

二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本

三 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

4 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解若しくは調停の調書の正本又は労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第二十二条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の調書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

五 強制執行を免れるための担保を立てたことと証する文書

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

九 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第五項、第七項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

10 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款 不動産に対する強制執行

第一項 不動産執行の方針

第一目 通則

2 第四十三条 不動産(登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「不動産執行」という。)は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

3 第四十四条 不動産執行について準用する。(執行費用の負担)

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共

3 強制執行の基本となる債務名義(執行証書を除く。)を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る和解、認諾、調停若しくは労働審判の効力がないことを宣言したときは、債権者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。

4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の規定により取り立てられたものとすべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

5 前項の申立てについての裁判所書記官の処分に對しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

6 執行裁判所は、第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

7 第五項の規定による異議の申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができない。

8 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

9 第五項の規定による異議の申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができない。

10 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合には適用しない。

3 第四十二条 強制執行は、その開始後に債務者が死亡した場合においても、続行することができる。

2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができます。

3 民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。(執行費用の負担)

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては、執行費用は、その執行手続とおいて、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。

3 強制執行の基本となる債務名義(執行証書を除く。)を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る和解、認諾、調停若しくは労働審判の効力がないことを宣言したときは、債権者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。

4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の規定により取り立てられたものとすべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

5 前項の申立てについての裁判所書記官の処分に對しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、執行裁判所に異議を申し立てる

6 執行裁判所は、第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

7 第五項の規定による異議の申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができない。

8 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

9 第五項の規定による異議の申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができない。

10 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合には適用しない。

(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合には適用しない。

3 第四十二条 強制執行は、その開始後に債務者が死亡した場合においても、続行することができる。

2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができます。

3 民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。(執行費用の負担)

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては、執行費用は、その執行手続とおいて、債務名義を要しないで、同時に、取り立てる

ものにあつては、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 前項の場合において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができる。

第二目 強制競売

（開始決定等）

第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。

2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。

3 強制競売の申立てを却下する裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

第四十六条 差押さえの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押さえの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。

2 差押さえは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。

（二重開始決定）

2 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされた不動産について強制競売の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。

2 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。

3 前項の場合において、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後の一申立てに係るものであるときは、裁判所書記官は、新たに配当要求の

終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項（第八十八条规定における各個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行による強制執行の届出をした者に対する強制執行による強制執行の届出を含む。）の届出をしては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。

4 前項の規定による裁判所書記官の处分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることがで

きては、第四十九条第二項の規定による催告しては、準用する場合を含む。）の届出をしては、第四十九条第二項の規定による催告しては、要しない。

5 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

6 先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が停止されたときは、執行裁判所は、申立てにより、後の強制競売の開始決定（配当要求の終期までにされた申立てに係るものに限る。）に基づいて手続を続行する旨の裁判をすることができる。ただし、先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が取り消されたとすれば、第六十二条第一項第二号に掲げる事項について変更が生ずるときは、この限りでない。

7 前項の申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

（差押さえの登記の嘱託等）

第四十七条 強制競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、直ちに、その開始決定に係る差押さえの登記を嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押さえの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。

（開始決定及び配当要求の終期の公告等）

第四十八条 強制競売の開始決定がされたときは、登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押さえの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押さえの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。

（開始決定及び配当要求の終期の公告等）

第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押さえの効力が生じた場合（その開始決定前に強制競売又は競売の開始決定がある場合を除く。）においては、裁判所書記官は、物件明細書の作成までの手続を要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。

2 裁判所書記官は、配当要求の終期を定めたときは、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を公告し、かつ、次に掲げるものに對し、債権（利息その他の附帯の債権を含む。）の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。

（配当要求の終期の変更）

2 裁判所書記官は、配当要求の終期から三月以内に売却許可決定がされないとき、又は三月以内にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順位買受けの申出について売却許可決定がされたとき（その決定が取り消され、又は効力を失つたときを除く。）は、この限りでない。

一 第八十七条第一項第三号に掲げる債権者

（抵当証券の持有人にあつては、知っている所持人に限る。）

三 租税その他の公課を所管する官庁又は公署（不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し）

3 裁判所書記官は、特に必要があると認めるときは、配当要求の終期を延期することができることを要する。

4 裁判所書記官は、前項の規定により配当要求の終期を延期したときは、延期後の終期を公告しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による裁判所書記官の規定に對しては、執行裁判所に異議を申し立てることは、要しない。

6 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

7 前項の規定による嘱託に係る事項について届出をしなければならない。

（催告を受けた者の債権の届出義務）

第五十条 前条第二項の規定による催告を受けた同項第一号又は第二号に掲げる者は、配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る債権の元本の額に変更があつたときは、その旨の届出をしなければならない。

3 前二項の規定により届出をすべき者は、故意又は過失により、その届出をしなかつたとき、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（差押えの登記の嘱託等）

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押さえの登記後に登記された仮差押債権者及び第八十一条第一項各号に掲げる文書により一般的な取扱いを有することを証明した債権者は、配当要求を有することを証明した債権者は、配当要求を有することができる。

2 裁判所書記官は、配当要求の終期を定めたときは、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を公告し、かつ、次に掲げるものに對し、債権（利息その他の附帯の債権を含む。）の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。

（配当要求の終期の変更）

2 裁判所書記官は、配当要求の終期から三月以内に売却許可決定がされないとき、又は三月以内にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順位買受けの申出について売却許可決定がされたとき（その決定が取り消され、又は効力を失つたときを除く。）は、この限りでない。

（不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し）

2 不動産の滅失その他売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

3 裁判所書記官は、前項の規定により配当要求の終期を延期したときは、延期後の終期を公告しなければならない。

4 裁判所書記官は、前項の規定により配当要求の終期を延期したときは、延期後の終期を公告しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による裁判所書記官の規定に對しては、執行裁判所に異議を申し立てることは、要しない。

6 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

7 前項の規定による嘱託に係る事項について届出をしなければならない。

（売却のための保全処分等）

2 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他費用は、その取下げ又は取消決定に係る

6 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

7 前項の規定による嘱託に係る事項について届出をしなければならない。

（売却のための保全処分等）

2 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他費用は、その取下げ又は取消決定に係る

6 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

7 前項の規定による嘱託に係る事項について届出をしなければならない。

（売却のための保全処分等）

2 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他費用は、その取下げ又は取消決定に係る

6 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

7 前項の規定による嘱託に係る事項について届出をしなければならない。

（売却のための保全処分等）

口 前号イに規定する者に對し、不動産の占 有の移転を禁止することを命じ、及び當該 不動産の使用を許すこと。	2 前項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、 次に掲げる場合のいづれかに該当するときでな れば、命ずことができない。
一 前項の債務者が不動産を占有する場合 二 債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項 の規定により消滅する権利を有する者に対抗 することができる場合	一 前項の債務者が不動産を占有する場合 二 債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項 の規定による決定をする場合において、必 要があると認めるときは、その者を審尋しなけ ればならない。
三 執行裁判所は、債務者以外の占有者に對し第 一項の規定による決定をする場合において、必 要があると認めるときは、その者を審尋しなけ ればならない。	4 執行裁判所が第一項の規定による決定をする ときは、申立人に担保を立てさせることができ る。ただし、同項第一号に掲げる保全処分につ いては、申立人に担保を立てさせなければ、同 項の規定による決定をしてはならない。
4 第一項又は前項の申立てについての裁判に對 しては、執行抗告をすることができる。	5 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、 申立てにより、第一項の規定による決定を取り 消し、又は変更することができる。
5 第五項の規定による決定は、確定しなければ その効力を生じない。	6 第一項又は前項の申立てについての裁判に對 しては、執行抗告をすることができる。
6 第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又 は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知 された日から二週間を経過したときは、執行し てはならない。	7 第五項の規定による決定は、相手方に送達され る前であつても、執行することができます。
7 第一項の申立て又は同項（第一号を除く。） の規定による決定の執行に要した費用（不動産 の保管のために要した費用を含む。）は、その 不動産に対する強制競売の手続においては、共 益費用とする。	8 第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又 は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知 された日から二週間を経過したときは、執行し てはならない。
8 前項に規定する決定は、相手方に送達される 前であつても、執行することができます。	9 前項に規定する決定は、相手方に送達される 前であつても、執行することができます。
9 第五十五条の二 前条第一項第二号又は第三号に 掲げる保全処分を命ずる決定（相手方を特定し ないで発する売却のための保全処分等）	10 第一項の申立て又は同項（第一号を除く。） の規定による決定の執行に要した費用（不動産 の保管のために要した費用を含む。）は、その 不動産に対する強制競売の手続においては、共 益費用とする。

3 第一項の規定による決定の執行がされたとき は、當該執行によつて不動産の占有を解かれた 者が、當該決定の相手方となる。	4 第一項の規定による決定は、前条第八項の期 間にその執行がされなかつたときは、相手方 に對して送達することを要しない。この場合に おいて、第十五条规定による準用する民事 訴訟法第七十九条第一項の規定による担保の取 消しの決定で前条第四項の規定により立てさせ た担保に係るものは、執行裁判所が相当と認め る方法で申立人に告知することによつて、その 効力を生ずる。
--	---

4 (地代等の代払の許可)	5 第五十六条 建物に対し強制競売の開始決定がさ れた場合において、その建物の所有を目的とす る地上権又は賃借権について債務者が地代又は 借賃を支払わないときは、執行裁判所は、申立 てにより、差押債権者（配当要求の終期後に強 制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除 く。）がその不払の地代又は借賃を債務者に代 わつて弁済することを許可することができる。
---------------	---

5 (売却に伴う権利の消滅等)	6 第五十七条 執行裁判所は、執行官に對し、不動 産の形状、占有関係その他の現況について調査 を命じなければならない。
-----------------	---

6 (物件明細書)	7 第五十九条 不動産の上に存する先取特権、使用 及び収益をしない旨の定めのある質権並びに抵 当権は、売却により消滅する。
-----------	---

7 (物件明細書)	8 第五十五条第十項の規定は、前項の申立てに 要した費用及び同項の許可を得て支払った地代 又は借賃について進用する。
-----------	--

8 (物件明細書)	9 第五十七条 執行裁判所は、執行官に對し、不動 産の形状、占有関係その他の現況について調査 を命じなければならない。
-----------	---

9 (物件明細書)	10 第五十九条 不動産に係る権利の取得及び仮処分の執行 及び収益をしない旨の定めのある質権並びに抵 当権は、売却により消滅する。
-----------	---

10 (物件明細書)	11 第六十二条 裁判所書記官は、次に掲げる事項を 記載した物件明細書を作成しなければなら ない。
------------	---

11 (物件明細書)	12 第六十三条 執行裁判所は、次の各号のいづれか に該当すると認めるときは、その旨を差押債権 者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権 者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定に より手続を続行する旨の裁判があつたときは、 その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この 条において同じ。）に通知しなければならない。 一 差押債権者の債権に優先する債権（以下こ の条において「優先債権」という。）がない 場合において、不動産の買受可能価額が執行 費用のうち共益費用であるもの（以下「手續 費用」という。）の見込額を超えないとき。
------------	---

12 (物件明細書)	13 第六十四条 執行裁判所は、評価人の評価に基づ いて、不動産の売却の額の基準となるべき価額 (以下「売却基準価額」という。)を定めなければ ならない。
------------	--

13 (物件明細書)	14 第六十五条 執行裁判所は、必要があると認めるときは、 売却基準価額を変更することができる。
------------	---

14 (物件明細書)	15 第六十六条 執行裁判所は、評価人の評価に基づ いて、不動産の売却の額の基準となるべき価額 (以下「売却基準価額」という。)を定めなければ ならない。
------------	--

15 (物件明細書)	16 第六十七条 執行裁判所は、評価人の評価に基づ いて、不動産の売却の額の基準となるべき価額 (以下「売却基準価額」という。)を定めなければ ならない。
------------	--

16 (物件明細書)	17 第六十八条 執行裁判所は、評価人を選任し、不 動産の評価を命じなければならない。
------------	--

二 優先債権がある場合において、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たないとき。
 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合にあつては手続費用の見込額を超える額、優先債権がある場合にあつては手続費用及び優先債権の見込額以上の額（以下この項において「申出額」という。）を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者が、その期間内に、前項各号のいずれにも該当しないことを証明したとき、又は同項第二号に該当する場合であつて不動産の買受可能価額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者（買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。）の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買取受けける旨の申出及び申出額に相当する保証の提供できぬ場合は、買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受可能価額との差額に相当する保証の提供前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能価額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。（売却の方法及び公告）

第五十四条 不動産の売却は、裁判所書記官の定められた方法により行う。
 2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。
 3 裁判所書記官は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならぬ。

4 前項の場合は、手続費用の見込額を超える額（以下この項において「申出額」という。）を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者が、その期間内に、前項各号のいずれにも該当しないことを証明したとき、又は同項第二号に該当する場合であつて不動産の買受可能価額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者（買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。）の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買取受けける旨の申出及び申出額と買受可能価額との差額に相当する保証の提供できぬ場合は、買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受可能価額との差額に相当する保証の提供前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能価額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。（売却の方法及び公告）

第五十五条 不動産の売却は、裁判所書記官の定められた方法により行う。
 2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

3 裁判所書記官は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならぬ。

4 前項の場合は、手続費用の見込額を超える額（以下この項において「申出額」という。）を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。（売却の方法及び公告）

第五十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。（次順位買受けの申出）

第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、買受可能価額以上で、かつ、最高価買受申出の申出の額から買受けの申出の保証額を控除した額以上である場合に限り、売却の実施の終了までに、執行官に対し、最高価買受申出に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出（以下「次順位買受けの申出」という。）をすることができる。

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることを命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対する抗辯ができる場合で当該占有者が同意しないときは、この限りでない。

三 民事執行の手続における売却に関する刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条から第九十六条の五まで、第一百九十七条から第一百九十七条の四まで若しくは第一百九十八条、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項（同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一条第一項、第二条第一項若しくは第四条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）第六十五条 不動産の買受けの申出は、次の各号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければならない。

3 第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにより内覧への参加の申出をした者（不動産を買取れる資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。）のために、内覧を実施しなければならない。

4 執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令を取り消すことができる。

5 執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入らせることができる。

6 執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施を妨げる行為をするものに対し、不動産に立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができるものである。

二 優先債権がある場合において、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たないとき。
 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合にあつては手続費用の見込額を超える額、優先債権がある場合にあつては手続費用及び優先債権の見込額以上の額（以下この項において「申出額」という。）を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者が、その期間内に、前項各号のいずれにも該当しないことを証明したとき、又は同項第二号に該当する場合であつて不動産の買受可能価額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者（買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。）の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買取受けける旨の申出及び申出額と買受可能価額との差額に相当する保証の提供できぬ場合は、買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受可能価額との差額に相当する保証の提供前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能価額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。（売却の方法及び公告）

第五十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。（次順位買受けの申出）

第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、買受可能価額以上で、かつ、最高価買受申出の申出の額から買受けの申出の保証額を控除した額以上である場合に限り、売却の実施の終了までに、執行官に対し、最高価買受申出に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出（以下「次順位買受けの申出」という。）をすることができる。

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることを命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対する抗辯ができる場合で当該占有者が同意しないときは、この限りでない。

三 民事執行の手続における売却に関する刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条から第一百九十七条の五まで、第一百九十七条の四まで若しくは第一百九十八条、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項（同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一条第一項、第二条第一項若しくは第四条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）第六十五条 不動産の買受けの申出は、次の各号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければならない。

3 第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにより内覧への参加の申出をした者（不動産を買取れる資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。）のために、内覧を実施しなければならない。

4 執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令を取り消すことができる。

5 執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入らせることができる。

6 執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施を妨げる行為をするものに対し、不動産に立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができる。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等であることを

又は買受人及び次順位買受申出人の同意を得なければならぬ。ただし、他に差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）がある場合において、取下げにより第六十二条第一項第二号に掲げる事項について変更が生じないときは、この限りでない。

前項の規定は、買受けの申出があつた後に第十三条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。（最高価買受申出人又は買受人のための保全処分等）

第七十七条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が、価格減少行為等（不動産の価格を減少させ、又は不動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。）をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、その買受けの申出の額（金銭により第六十六条の保証を提供した場合にあつては、当該保証の額を控除した額）に相当する金銭を納付させ、又は代金を納付させて、次に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分（執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）

二 次に掲げる事項を内容とする保全処分（執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）

イ 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

ロ 執行官に不動産の保管をさせること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び不動産の使用を許すこと。

2 第五十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分について、同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項について、同条第三項、第四項本文及び第五項

の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の規定は前項第一号又は第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について、同条第七項の規定はこの項において準用する（代金の納付）

第七十八条 売却許可決定が確定したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

第八十一条 土地及びその上にある建物が債務者の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異にするに至つたときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。（法定地上権）

第八十二条 買受人が代金を納付したときは、買受人は、代金に充てる。

2 買受人が第六十三条第二項第一号又は第六十条の二第二項の保証を金銭の納付以外の方法で提供しているときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところによりこれを換価し、その換価代金から換価に要した費用を控除したものを作成する。この場合において、換価に要した費用は、買受人の負担とする。

3 買受人が第六十三条第二項第一号又は第六十条の二第二項の保証を金銭の納付以外の方法で提供しているときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところによりこれを換価し、その換価代金から換価に要した費用を控除したものを作成する。この場合において、換価に要した費用は、買受人の負担とする。

4 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出で、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。ただし、配当期日において、買受人の受けべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

5 裁判所書記官は、特に必要があると認めるとときは、第一項の期限を変更することができる。この場合において、申出人の指定する者は、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。

6 第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に對しては、執行裁判所に異議を申し立てることはできない。

7 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

第七十九条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。（不動産の取得の時期）

2 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合には、買受人は、第六十六条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

第八十条 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合には、買受人は、第六十六条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

第八十一条 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により不動産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

2 執行裁判所は、代金の納付があつた場合に、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

3 第一項の引渡命令について同項の決定の被申立人以外の者に對する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に對する異議の申立てにおいて、買受人に対抗することができる権原により不動産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

4 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託情報と併せて売却許可決定があつたことを証する情報を提供しなければならない。

5 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託費用は、買受人の負担とする。

6 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託費用は、買受人の負担とする。

7 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

第八十二条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。（不動産の取得の時期）

2 買受人は、代金を納付した日から六月（買受けの時に民法第三百九十五条第一項に規定する）まであつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成して、債権者が一人である場合又は債権者が二人以上に交付する。

第八十三条 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

2 執行裁判所は、代金の納付があつた場合に、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

3 第一項の引渡命令について同項の決定の被申立人において、買受人に対抗することができる権原により不動産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

4 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託費用は、買受人の負担とする。

5 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託費用は、買受人の負担とする。

6 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託費用は、買受人の負担とする。

7 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合に、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上に交付する。

代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付（以下「配当等」という。）を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のため配当等を実施しなければならない。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

（配当表の作成）

第五条 執行裁判所は、配当期日において、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額は、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

2 執行裁判所は、前項本文の規定により配当の順位及び額を定める場合には、民法、商法その他他の法律の定めるところによらなければならぬ。

3 債務者を呼び出さなければならない。

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めどきは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べができる書証の取調べをすることができる。

5 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

6 配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容（同項ただし書に規定する場合にあつては、配当の順位及び額については、その合意の内容）を記載しなければならない。

7 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する債権者（同条第一項前段に規定する者を除く。）に対する呼出状の送達について準用する。

（売却代金）

第八十六条 売却代金は、次に掲げるものとす

一 不動産の代金

二 第六十三条第二項第一号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するものによる利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

3 収還を請求することができない保証第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の売却基準価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

4 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換価について準用する。

（配当等を受けるべき債権者の範団）

第五条 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者（配当要求の終期までに強制競売又は一般の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。）

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者は、最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいい。次号において同じ。の登記前に登記された仮差押えの債権者に限る。）

三 差押え（最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいい。次号において同じ。）の登記前に登記された仮差押えの債権者に限る。）

四 差押えの登記前に登記（民事保全法第五十条第二項に規定する仮処分による仮登記を含む。）がされた先取特権（第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。）、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者（その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。）

五 执行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めどきは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べができる書証の取調べをすることができる。

6 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

7 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容（同項ただし書に規定する場合にあつては、配当の順位及び額については、その合意の内容）を記載しなければならない。

（配当等の取扱い）

第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債権者が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換価について準用する。

（配当等を受けるべき債権者の範団）

第五条 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者（配当要求の終期までに強制競売又は一般の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。）

二 配当要求をした債権者及び債務者に限る。）

三 差押え（最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいい。次号において同じ。）の登記前に登記された仮差押えの債権者に限る。）

四 差押えの登記前に登記（民事保全法第五十条第二項に規定する仮処分による仮登記を含む。）がされた先取特権（第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。）、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者（その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。）

五 执行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めどきは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べができる書証の取調べをすることができる。

6 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

7 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容（同項ただし書に規定する場合にあつては、配当の順位及び額については、その合意の内容）を記載しなければならない。

（配当等の取扱い）

第八十八条 売却代金の配定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみなす。

二 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの配当等の日における法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

三 第六十三条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の売却基準価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執

法で提供されている場合の換価について準用する。

（配当異議の申出）

第五条 執行裁判所は、配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出（以下「配当異議の申出」という。）をすることができる。

（配当異議の申出）

第六条 執行裁判所は、配当異議の申出（以下「配当異議の申出」という。）をすることができる。

（配当異議の訴え）

第七条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第八条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第九条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十一条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十二条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十三条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十四条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十五条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十六条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十七条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十八条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第十九条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第二十条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第二十一条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

第二十二条 執行裁判所は、配当異議の申出をした債務者及び債務者は、配当異議の訴え（以下「配当異議の訴え」という。）を提起しなければならない。

（配当異議の訴え）

一 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第六十三条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の売却基準価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執

法で提供されている場合の換価について準用する。

（以下この項において「先取特権等」という。）

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権による仮登記がされたものであるとき。

（以下この項において「先取特権等」という。）

五 その債権に係る先取特権等に係る仮登記又は民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記がされたものであるとき。

六 仮差押え又は執行停止に係る差押えが提起された登記後登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 裁判所書記官は、配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかつた債権者（知れていない抵当証券の所持人を含む。）に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

（権利確定等に伴う配当等の実施）

五 その債権に係る先取特権等に係る仮登記又は民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記がされたものであるとき。

六 仮差押え又は執行停止に係る差押えが提起された登記後登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 裁判所書記官は、配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかつた債権者（知れていない抵当証券の所持人を含む。）に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

その他の当該不動産の収益に係る給付を求める権利（以下「給付請求権」という。）を有するときは、債務者に対して当該給付をする義務を負う者（以下「給付義務者」という。）に対し

その給付の目的物を管理人に交付すべき旨を命じなければならない。

2 前項の収益は、後に収穫すべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3 第一項の開始決定は、債務者及び給付義務者に送達しなければならない。

4 給付義務者に対する第一項の開始決定の効力は、開始決定が当該給付義務者に送達された時に生ずる。

5 強制管理の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(二重開始決定)

第九十三条の二 既に強制管理の開始決定がされ、又は第百八十一条第二号に規定する担保不動産収益執行の開始決定がされた不動産について強制管理の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制管理の開始決定をするものとする。

(給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告)

第九十三条の三 裁判所書記官は、給付義務者に強制管理の開始決定を送達するに際し、当該給付義務者に対し、開始決定の送達の日から二週間以内に給付請求権に対する差押命令又は差押処分の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。この場合においては、第一百四十七条第二項の規定を準用する。

(給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止等)

第九十三条の四 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対しても生じたときは、給付請求権に対する差押命令又は差押処分であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対する効力の発生が第百六十五条各号(第百六十七条の十四第一項において第百六十五条各号第三号及び第四号を除く)の規定を準用する場合及び第百九十三条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる時後であるときは、この限りでない。

2 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対する効力であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止す

る。

3 第一項の差押命令又は差押処分の債権者、同項の差押命令又は差押処分が効力を停止する時までに当該債権執行(第百四十三条に規定する債権執行をいう。)又は少額訴訟債権執行(第百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。)の手続において配当要求をした債権者及び前項の仮差押命令の債権者は、第七条第四項の規定にかかわらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

(管理人の選任)

第九十四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。)、銀行その他の法人は、管理人となることができる。

第九十五条 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の許可を得なければならない。

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

4 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(強制管理のための不動産の占有等)

第九十六条 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができることがあると認めると認めるときは、執行官に貸し援助を求めることができる。

第九十七条 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないと認めると援助を求められた執行官について準用する。

(強制管理の停止)

第一百条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(管理人の解任)

第一百零二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害関係を有する者の申立てにより、又は職權で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(計算の報告義務)

第一百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

第一百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様

において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

3 前項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(収益等の分与)

第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮するとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

(管理人の監督)

第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

(管理人の注意義務)

第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管

理人は、利害関係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(管理人の報酬等)

第一百零一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(配当等に充てるべき金銭等)

第一百零二条 配当等に充てるべき金銭は、第九十八条第一項の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産に対して課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。

2 配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(配当等に充てるべき金銭等)

第一百零三条 配当等に充てるべき金銭を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。

(管理人による配当等の実施)

第一百零四条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調つたときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者のうち次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 第一項の期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの

口 第一百一項の期間の満了までに一般的な先取特権の実行として第百八十八条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの（口に掲げるものを除く。）ハ 第二項の期間の満了までに第百八十八条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの（口に掲げるものを除く。）である、当該申立てが最初の強制管理の開始決定に係る差押えの登記前に登記（民事保全法第五十三条第二項に規定する保全仮登記を含む。）がされた担保権に基づくもの

二 仮差押債権者 第一項の期間の満了までに、強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てをしたものに限る。）

三 第一項の期間の満了までに配当要求をした債権者

5 第三項の協議が調わないときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬい。

（管理人による配当等の額の供託）

第一百八条 配当等を受けるべき債権者の債権について第九十九条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事由があるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

（執行裁判所による配当等の実施）

第一百九条 執行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第一百四十四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

（弁済による強制管理の手続の取消し）

第一百十条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

（強制競売の規定の準用）

第一百一条 第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四項、第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条の規定は強制管理について、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条並びに第八十九条から第九十二条までの規定は第百九条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続につ

いて準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

第二款 船舶に対する強制執行

(船舶執行の方法)

第一百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟を除く。)その他ろかい又は主としてろかいをもつて運転する船を除く。以下この節及び次章において「船舶」という。)に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により行う。

(執行裁判所)

(開始決定等)

第一百十三条 船舶執行については、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならぬ。ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。

第一百十四条 強制競売の開始決定においては、債権者のために船舶を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し船舶の出航を禁止しなければならない。

第一百十五条 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し)

(命令)

第一百五十六条 船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地(船籍のない船舶についても、最高裁判所の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、債務者に対し、船舶国籍証書等を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を発することができる。前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないで行う。

3	第一項の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。
2	前項に規定する文書の提出による執行停止がその効力を失つたときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証について、同項の競売の手続を取り消さなければならない。
1	第一項の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

第百八十九条		執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。	
第二百二十一条		前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。	
(不動産に対する強制競売の規定の準用)		(船舶国籍証書等の取消し)	
第一百二十二条		前款第一目(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項第二号、第五十六条、第六十四条の二、第六十五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号、第八十一条及び第八十二条を除く。)の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一一条第一項中「第一百八十二条第一項各号に掲げる文書」とあるのは、「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは、「先取特権」と読み替えるものとする。	
(動産執行の開始等)		動産に対する強制執行	
第三款		動産に対する強制執行	
五百五十九条		第一項の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。(航行許可)	

一月以内に収穫する事が確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

第二百二十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他の債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を捜索することができる。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をすることができる。

3 執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押された動産(以下「差押物」という。)を保管させることができる。この場合においては、差押えは、差押物について封印その他の方針で差押えの表示をしたときに限り、その効力を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管する場合において、相当であると認めることは、その使用を許可することができる。

(債務者以外の者の占有する動産の差押え)

第二百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債務者又は提出を拒まない第三(重差押えの禁止及び事件の併合)執行官は、差押物又は仮差押えの執行を更に差し押えることができない。

2 差押えを受けた債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合には、執行官は、まだ差し押えていなければいい動産があるときはこれを差し押さえ、差し押さるべき動産がないときはその旨を明らかにして、その動産執行事件と先の動産執行事件と併合しなければならない。仮差押えの執行を行なうことができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

第二百二十九条 差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超えるべき見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

3 前項前段の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件において差し押さえられたものとみなす。

4 第二項後段の規定により仮差押執行事件と動産執行事件とが併合されたときは、仮差押えの執行がされた動産は、併合の時に、動産執行事件において差し押さえられたものとみなし、仮差押執行事件の申立てでは、配当要求の効力を生ずる。差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が取り消されたときは、動産執行事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、仮差押執行事件において仮差押えの執行がされたものとみなす。

(差押えの効力及び範囲)

第二百三十六条 差押えの効力は、差押物から生ずる天然の產出物に及ぶ。

(差押物の引渡命令)

第二百二十七条 差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2 前項の申立ては、差押物を第三者が占有していないことを知つた日から一週間以内にしなければならない。

3 第一項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

4 第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第二百二十八条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

(超過差押えの禁止等)

第二百二十九条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

第二百三十一条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

1 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

2 燃料

3 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金錢

4 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

5 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

6 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に從事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

7 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

8 仏像、位牌その他の祭祀に直接供するため欠くことができない物

9 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

10 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

(剩余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止等)

第二百二十九条 差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超えるべき見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

2 差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

(売却の見込みのない差押物の差押えの取消し)

第二百三十一条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁止動産)

第二百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命じることができる。

4 第一項又は第一項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。

(先取特権等の配当要求)

第二百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

第二百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。

(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)

第二百三十五条 第六十五条规定及び第六十九条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。

(手形等の提示義務)

第二百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押えた場合において、その

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補助に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防護又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。
 (執行停止中の売却)

第一百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。
 (有価証券の裏書等)

第一百三十八条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。
 (執行官による配当等の実施)

第一百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が一人以上であつて売得金・差押金・現金若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。
 2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。
 (配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百四十条 配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のか、売得金については執行官がその交付を受けるまで(第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。(執行官の供託)

第一百四十一条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

第一百四十二条 執行裁判所は、第百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には実施しなければならない。
 2 執行裁判所は、配当等の手続を実施しなければならない。
 (執行裁判所による配当等の実施)

第一百四十三条 債権及び他の財産権に対する強制執行
 第一回 債権執行等

(債権執行の開始)

第一百四十四条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(第百六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。
 (執行裁判所)

第一百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。
 2 執行裁判所は、差押命令を送達するに際して、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第百五十三条规定第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。
 3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。
 4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際して、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第百五十三条规定第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。
 5 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送达された時に生ずる。
 6 差押命令の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。
 7 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送达をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送达をすべき場所の申出(第二十条において準用する民事訴訟法第百十一条第一項各号に掲げる場合にあつては、公示送达の申立て。次項において同じ。)をすべきことを命ずることができる。
 8 執行裁判所は、前項の申出を命じた場合において、差押債権者が同項の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができる。
 (差押えの範囲)

第一百四十六条 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

第一百四十七条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により担保される債権及び物上の担保権の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

第一百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。
 2 第三債務者は、前項の規定による催告に対し停止条件付又は不確定期限付であるとき、仮差押債権者の債権であるとき、に掲げる文書が提出されているとき、一停止条件付又は不確定期限付であるとき、二停止条件付又は不確定期限付であるとき、三第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されているとき、四その債権に係る先取特権又は質権の実行を行つて、故意又は過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(債権証書の引渡し)

第一百四十九条 債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。
 2 差押えが一部競合した場合の効力
 (差押えが一部競合した場合の効力)

第一百五十条 登記又は登録(以下「登記等」という。)のされた先取特権、質権又は抵当権について担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。
 (先取特権等によって担保される債権の差押えの登記等の嘱託)

第一百五十二条 紹料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。
 (扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)

第一百五十三条 債権者が次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができる。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 三 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十二条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務
 四 民法第八百七十七条から第八百八十一条までの規定による扶養の義務
 五 前項の規定により開始する債権執行において、その確定期限の到来後に弁済期が到来する給料その他継続的給付に係る債権のみを差し押さえることができる。（差押禁止債権）

第六百五十二条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

一 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権

二 給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権

三 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権については、その給付の四分の三に相当する部分は、差し押さえてはならない。

四 差押債権（金銭の支払を目的とする債権をいふ。以下同じ。）を請求する場合における前二項の規定の適用については、前二項中「四分の三」とあるのは、「三分の一」とする。（差押禁止債権の範団の変更）

第五百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差押命令が取扱い消された債権を差し押さえ、又は同項の規定ない債権の部分について差押命令を発することができる。

六 第二項の規定により金銭債権による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

七 第二項の規定により金銭債権を取り立てるこ

とができることとなつた日から二年を経過した

は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を

立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に

対し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。

八 第二項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

九 第二項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。（配当要求）

第十百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特權を有するこ

とを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

十一 債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権

及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

十二 差し押さえられた金銭債権が第五百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第五百五十二条の第二項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とする。

十三 二項の規定の適用については、前二項中「四分の三」とあるのは、「三分の一」とする。（差押禁止債権の範団の変更）

第百五十五条 執行裁判所は、申立てにより、債

務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考

慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消す

し、又は前条の規定により差押命令が取

り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定

ない債権の部分について差押命令を発すること

ができる。

十四 前二項の申立てがあったときは、執行裁判所は、

前二項の申立てがあったときは、一部を取り消す

ことができる。

十五 前二項の申立てがあったときは、執行裁判所は、

前二項の申立てがあったときは、全部を取り消す

ことができる。

十六 第二項の規定により金銭債権を取り立てるこ

とができることとなつた日から二年を経過した

は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を

立てるさせ、又は立てさせないで、第三債務者に

対し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。

十七 第二項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

十八 第二項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。（配当要求）

十九 第百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債

権に限る。以下この条及び第六十一条の二において同じ。）の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

二十 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金

銭債権のうち差し押さえられない部分を超えて發せられた差押命令、差押処分又は仮差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相

当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは、差し押さえられた部

分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

二十一 第三債務者は、第三債務の二第一項に規定する供託命令の送達を受けたときは、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

二十二 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。（取立訴訟）

二十三 第百五十七条 差押債権者が第三債務者に對し差

し押さえられた債権に係る給付を求める訴え（以下「取立訴訟」という。）を提起したときは、受訴

裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債

権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押

さえられたものに対し、共同訴訟人として原告に参

加すべきことを命ぜることができる。

二十四 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですること

ができる。

二十五 取立訴訟の判決の効力は、第一項の規定によ

り参加すべきことを命じられた差押債権者で参

加しなかつたものにも及ぶ。

後四週間以内に差押債権者が前二項の規定によ

る届出をしないときは、執行裁判所は、差押命

令を取り消すことができる。

差押債権者が前項の規定により差押命令を取

り消す旨の決定の告知を受けてから一週間の不

定期間に第四項の規定による届出（差し押

さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項の規定による届出をしてたときは、当該決定は、その効力を失う。

定期の適用については、第五項の規定による届出があつたもののみなす。

差押債権者が第五項に規定する期間を経過す

る前に執行裁判所に第三項の支払を受けていな

い旨の届出をしたときは、第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたもののみなす。

（第三債務者の供託）

第三債務者は、差押えに係る金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債

権に限る。以下この条及び第六十一条の二において同じ。）の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

（債権者の損害賠償）

差押債権者は、債務者に對し、差押された債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（転付命令）

差押債権者は、債務者及び第三債務者に送達し押さえられた債権のうち差し押さえられない部分を超えて發せられた差押命令、差押処分又は仮差押命令（以下「転付命令」という。）を発することができる。

（執行裁判所）

執行裁判所は、差押債権者に送達される時までに、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令（以下「転付命令」という。）を発することができる。

強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならぬ。

強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならぬ。

（第三債務者の供託）

第三債務者は、差押えに係る金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債

権に限る。以下この条及び第六十一条の二において同じ。）の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

（債権者の損害賠償）

差押債権者は、債務者に對し、差押された債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（執行裁判所）

執行裁判所は、差押債権者に送達される時までに、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令（以下「転付命令」という。）を発することができる。

（第三債務者の供託）

第三債務者は、差押えに係る金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債

権に限る。以下この条及び第六十一条の二において同じ。）の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

（債権者の損害賠償）

差押債権者は、債務者に對し、差押された債権の行使を怠つたことによつ

(転付命令の効力)

第一百六十条 転付命令が効力を生じた場合においては、差押債権者の債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

(譲渡命令等)

第一百六十二条 差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令(以下「譲渡命令」という)。取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令(以下「売却命令」という)。又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という)。その他相当な方法による換価を命ずる命令(第一百六十七条の十第一項において「譲渡命令等」と総称する)を発することができる。

執行裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、債務者が審尋しなければならない。ただし、債務者が外国にあるとき、又はその住所が知れないときは、この限りでない。

第三項 第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

第四項 第一項の規定による決定は、確定しなければ

第五項 差し押さえられた債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者の債権に第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」あるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達されするまでは」とする。

第六項 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、債務者に代わり、第三債務者に対し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をして差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、とする。

第七項 第一百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第七項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第

二項の規定は管理命令について、第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第一百八十九条から第一百四十条までの規定は管理命令に基づく管理について、それぞれ準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百六十二条第七項において準用する第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

第一百六十三条 動産の引渡請求権を差し押さえた債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に對して、差押債権者の申立てを受けた執行官に

その動産を引き渡すべきことを請求することが可能である。

執行官は、動産の引渡しを受けたときは、動産執行の手続によりこれを売却し、その売得金を執行裁判所に提出しなければならない。

第一百六十四条 第百五十条に規定する債権について、転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じたとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特權、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

前項の規定による嘱託をする場合(次項に規定する場合を除く。)においては、嘱託書に基づく売却について執行官が作成した文書の謄本を添付しなければならない。

第一項の規定による嘱託をする場合においては、嘱託書に、

規定期により定められた差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名に代わる事項が表示されているとき。

訴訟法第百三十三条规定の決定がされたとき。

二 債務名義に民事訴訟法第百三十三条第五項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定により定められた差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名について第二十条において準用する民事

訴訟法第百三十三条规定の決定がされたとき。

三 第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

四 第一項の規定による決定は、確定しなければ

ならない。

五 差し押さえられた債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者の債権に第一百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」あるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達されするまでは」とする。

六 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、債務者に代わり、第三債務者に対し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をして差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、とする。

七 第一百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第七項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第

(動産の引渡請求権の差押命令の執行)

第一百六十五条 動産の引渡請求権を差し押さえた債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に對して、差押債権者の申立てを受けた執行官に

その動産を引き渡すべきことを請求することが可能である。

執行官は、動産の引渡しを受けたときは、動

産執行の手続によりこれを売却し、その

売得金を執行裁判所に提出しなければなら

い。

第一百六十六条 執行裁判所は、第一百六十二条第七項において準用する第一百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第三百五十六条第一項から第三項まで又は第一百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執

行官がその動産の引渡しを受けた時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執

行官がその動産の引渡しを受けた時

二 売却命令による売却がされた場合

三 第三百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

二 第八十四条、第八十五条及び第八十八条から

三 第三百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に對して、差押債権者の申立てを受けた執行官に

その動産を引き渡すべきことを請求することが可能である。

執行官は、動産の引渡しを受けたときは、動

産執行の手続によりこれを売却し、その

売得金を執行裁判所に提出しなければなら

い。

第一百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)に対する強制執行については、

特別の定めがあるもののほか、債権執行の例によ

る。

二 その他の財産権で権利の移転について登記等

を要するものは、強制執行の管轄については、

その登記等の地にあるものとする。

等又はこれに近接する場所において、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 第一項の強制執行は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならぬ。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないとときは、執行官は、最高裁判所規則で定めるところにより、これを売却することができる。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならない。この場合には、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用とする。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。

(明渡しの催告) 第百六十八条の二 執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行の申立てがあつた場合に、当該強制執行を開始することができるときは、次項に規定する引渡し期限を定めて、明渡しの催告（不動産等の引渡し又は明渡しの催告をいう。以下この条において同じ。）をすれば、明渡しの強制執行の申立てがあつたことがわかる。ただし、債務者が当該不動産等を占有していないときは、この限りでない。

2 引渡し期限（明渡しの催告に基づき第六項の規定による強制執行をすることができる期限をいう。以下この条において同じ。）は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日とする。ただし、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。

3 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その旨、引渡し期限及び第五項の規定により債務者

が不動産等の占有を移転することを禁止され、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限を延長することができる。この場合においては、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

4 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間ににおいては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限を延長することができる。この場合においては、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

5 明渡しの催告があつたときは、債務者は、不動産等の占有を移転してはならない。ただし、債務者に対して不動産等の引渡し又は明渡しをする場合は、この限りでない。

6 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、引渡し期限が経過するまでの間ににおいては、占有者（第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。）に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用については、当該占有者を債務者とみなす。

7 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債務者に対し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十

七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

8 明渡しの催告があつたことを知つて占有したものと推定する。

9 第六項の規定により占有者に対して強制執行がされたときは、当該占有者は、執行異議の申立てにおいて、債権者に対する抗辯することができる。ただし、債務者が支払うべき旨を命ずることができる。

10 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする。

第一百六十九条 (動産の引渡しの強制執行)

第一項に規定する動産以外の動産（有価証券を含む。）の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債務者に引き渡す方法により行う。

2 第百二十二条第二項、第一百二十三条第二項及び第一百六十八条第五項から第八項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

3 第一項の強制執行は、執行裁判所が債務者を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行

し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債務者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。この場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。

3 執行裁判所は、前二項の規定による決定をした場合においては、申立ての相手方を審尋しなければならない。

4 第一項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債務者は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。

5 第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対するは、執行抗告をすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。

7 第百七十二条第一項、第二百六十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百七十二条第一項に規定する強制執行は、それぞれ第二百六十八条から第二百七十二条までの規定により行うほか、債務者の申立てがあるときは、執行裁判所が前条第一項に規定する方法により行う。この場合においては、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

8 第百七十三条 第百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百七十二条第一項に規定する強制執行は、それぞれ第二百六十八条から第二百七十二条までの規定により行う。この場合においては、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

9 第百七十四条 子の引渡しの強制執行

（第一号の二、第一号の三及び第四号を除く。）に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

10 第一百七十二条第一項に規定する方法

（子の引渡しの強制執行）

2 前項第一号に掲げる方法のいずれかにより行う。

3 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法

2 第百七十二条第一項に規定する方法

（間接強制）

2 第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき（当該決

定において定められた債務を履行すべき一定

の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき)。

二 前項第二号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋することにより強制執行の目的を達成することができない事情があるときは、この限りでない。

4 執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならぬ。

5 第百七十二条第二項の規定は第一項第一号の執行裁判所について、同条第四項の規定は同号の規定による決定をする場合について、それぞれ準用する。

6 第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する第一百七十二条第四項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告ができる。

(執行官の権限等)

第一百七十五条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

一 その場所に立ち入り、子を捜索すること。

二 債務者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債務者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

三 その場所に債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けた場合に掲げる行為をすること。

2 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前項に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けた場合に掲げる行為をすること。

3 執行裁判所は、子の住居が第一項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができる。

4 執行官は、前項の規定による許可を受けて第一項各号に掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債務者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、することができる。

6 執行裁判所は、債務者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができない場合であつても、その代理人が債務者に代わって当該場所に出頭することができ、当該代理人と子との關係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、債務者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をることができる旨の決定をすることができる。

7 執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

8 執行官は、第六条第一項の規定にかかわらず、子に対し威力を用いることはできない。子以外の者に對して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とする。

9 執行官は、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債務者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができる。

(執行裁判所及び執行官の責務)

第一百七十六条 執行裁判所及び執行官は、第一百七十七条の規定による子の引渡しの強制執行の手続において子の引渡しを実現するに当たつては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

3 執行裁判所は、子の住居が第一項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができる。

4 執行官は、前項の規定による許可を受けて第一項各号に掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債務者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、することができる。

6 執行裁判所は、債務者の意思表示が反対給付又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

7 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債務者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

8 債務者の意思表示が債務者の証明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

9 第百七十八条及び第一百七十九条(不動産担保権の実行としての競売等)削除

第三章 担保権の実行としての競売等

第一百八十条 不動産(登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。)を目的とする担保権(以下この章において同じ。)の実行は、次に掲げる方法であつて債務者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売(競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)

二 担保不動産収益執行(不動産から生ずる収益を担保不動産競売の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

(不動産担保権の実行の手続の停止)

第一百八十三条 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の贈本

二 第百八十一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記抹消すべき旨を命ずる確定判決の贈本

三 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の贈本

四 担保権の登記の抹消に関する登記事項証明書

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の贈本

三 担保権の登記(仮登記を除く。)に関する登記事項証明書

四 一般的な先取特権にあつては、その存在を証する文書

五 抵当証券の持人が不動産担保権の実行の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

六 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前三項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。

7 不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告等

8 不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告又は執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者。以下同じ。)は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることはできない。

(開始決定に対する執行抗告等)

9 不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告又は執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者。以下同じ。)は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることはできない。

10 不動産担保権の実行の手続の停止

11 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の贈本

二 第百八十一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記抹消すべき旨を命ずる確定判決の贈本

三 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の贈本

四 担保権の登記の抹消に関する登記事項証明書

- 五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行
処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の
賛本
- 六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を
命ずる旨を記載した裁判の賛本
- 七 担保権の実行を一時禁止する裁判の賛本
前項第一号から第五号までに掲げる文書が提
出されたときは、執行裁判所は、既にした執行
処分をも取り消さなければならない。
- 八 第十二条の規定は、前項の規定による決定に
ついては適用しない。
(代金の納付による不動産取得の効果)
- 九 第百八十四条 担保不動産競売における代金の納
付による買受人の不動産の取得は、担保権の不
存在又は消滅により妨げられない。
- 十 第百八十五条及び第八十六条 削除
- (担保不動産競売の開始決定前の保全処分等)
第百八十七条 執行裁判所は、担保不動産競売の
開始決定前であつても、債務者又は不動産の所
有者若しくは占有者が価格減少行為(第五十五
条第一項に規定する価格減少行為をいう。以下
この項において同じ。)をする場合において、
特に必要があるときは、当該不動産につき担保
不動産競売の申立てをしようとする者の申立て
により、買受人が代金を納付するまでの間、同
条第一項各号に掲げる保全処分又は公示保全処
分を命ずることができる。ただし、当該価格減
少行為による価格の減少又はそのおそれの程度
が軽微であるときは、この限りでない。
- 十一 前項の場合において、第五十五条第一項第二
号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる
場合のいずれかに該するときでなければ、命
ずることができない。
- 一二 前項の債務者又は同項の不動産の所有者が
当該不動産を占有する場合
- 二 前項の不動産の占有者の占有の権原が同項
の規定による申立てをした者に対抗すること
ができるない場合
- 三 第一条第一項から第三項までの規定により提出
すべき文書を提示しなければならない。
- 四 執行裁判所は、申立て人が第一項の保全処分を
命ずる決定の告知を受けた日から三月以内に同
項の担保不動産競売の申立てをしたこととを証す
る文書を提出しないときは、被申立て人又は同項
の不動産の所有者の申立てにより、その決定を
取り消さなければならない。

- 五 第五十五条第三項から第五項までの規定は第
五項の規定による決定について、同条第六項の
規定は第一項又はこの項において準用する同条
第五項の申立てについての裁判について、同条
第七項の規定はこの項において準用する同条第
五項の規定による決定について、同条第八項及
び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項
の規定による決定(第五十五条第一項第一号に
掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるもの
を除く。)について、第五十五条第十項の規定
は第一項の申立て又は同項の規定による決定
(同条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示
保全処分を命ずるもの(除く。)の執行に要し
た費用について、第八十三条の二の規定は第一
項の規定による決定(第五十五条第一項第三号
に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずるも
のに限る。)の執行がされた場合について準用
する。この場合において、第五十五条第三項中
「債務者以外の占有者」とあるのは、「債務者及
び不動産の所有者以外の占有者」と読み替える
ものとする。
- (不動産執行の規定の準用)
- 六 第百八十八条 第四十四条の規定は不動産担保権
の実行について、前章第二節第一款第二目(第
八十一條を除く。)の規定は担保不動産競売に
ついて、同款第三目の規定は担保不動産収益執
行について準用する。
- (船舶の競売)
- 七 第百八十九条 前章第二節第二款及び第一百八十一
条から第一百八十四条までの規定は、船舶を目的
とする担保権の実行としての競売について準用
する。この場合において、第一百五十五条第三項中
「執行力のある債務名義の正本」とあるのは
「第一百八十九条において準用する第一百八十一
条から第三項までに規定する文書」と、第一
百八十五条第一項第四号中「一般的の先取特權」と
あるのは「先取特權」と読み替えるものとす
る。
- (動産競売の要件)
- 八 第百九十条 動産を目的とする担保権の実行とし
ての競売(以下「動産競売」という。)は、次
に掲げる場合に限り、開始する。
- 一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した
場合

- 三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書
の賛本を提出し、かつ、第一百九十二条において
準用する第一百一十三条第二項の規定による
搜索に先立つて又はこれと同時に当該許可の
決定が債務者に送達された場合
- 四 第百九十二条 前章第二節第三款(第一百二十三
条、第二項、第一百二十八条、第一百三十二条及び第一百
三十二条を除く。)及び第一百八十三条の規定は
動産競売について、第一百二十八条、第一百三十一
条及び第一百三十二条の規定は一般的の先取特權の
実行としての動産競売について、第一百二十三条
第二項の規定は第一百九十一条第一項第三号に掲げ
る場合における動産競売について準用する。
(債権及びその他の財産権についての担保権の
実行の要件等)
- 五 第百九十三条 第一百四十三条に規定する債権及び
第一百六十七条第一項に規定する財産権(以下こ
の項において「その他の財産権」という。)を
目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証
する文書(権利の移転について登記等を要する
その他の財産権を目的とする担保権で一般の先
取特権以外のものについては、第一百八十五条第一
項第一号から第三号まで、第二項又は第三項
に規定する文書)が提出されたときに限り、開始
する。担保権を有する者が目的物の売却、貸
貸失若しくは損傷又は目的物に対する物権
の設定若しくは土地収用法(昭和二十六年法律
第二百十九号)による収用その他の行政処分に
より債務者が受けるべき金銭その他のものに対し
て民法その他の法律の規定によつてするその
権利の行使についても、同様とする。

- 六 第百九十四条 第三十八条、第四十一条及び第四
十二条の規定は、担保権の実行としての競売、
担保不動産収益執行並びに前条第一項に規定す
る担保権の実行及び行使について準用する。
(留置権による競売及び民法、商法その他の法
律の規定による換価のための競売)
- 七 第百九十五条 留置権による競売及び民法、商法
その他の法律の規定による換価のための競売に
ついては、担保権の実行としての競売の例によ
り、担保権によって担保される債権の一部の消滅を理
由とすることができる。
- (動産執行の規定の準用)
- 八 第百九十六条 この節の規定による債務者の財產
の開示に関する手続(以下「財産開示手続」と
いう。)については、債務者の普通裁判籍の所
在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所とし
て管轄する。
- (実施決定)
- 九 第百九十七条 執行裁判所は、次の各号のいづれ
かに該当するときは、執行力のある債務名義の
正本を有する金銭債権の債権者の申立てによ
り、債務者について、財産開示手続を実施する
旨の決定をしなければならない。ただし、当該
執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行
を開始することができないときは、この限りで
ない。
- 一 強制執行又は担保権の実行における配当等
の手続(申立ての日より六月以上前に終了し
たものを除く。)において、申立て人が当該金
銭債権の完全な弁済を得ることができなかつ
たとき。
- 二 知れている財産に対する強制執行を実施し
ても、申立て人が当該金銭債権の完全な弁済を
得られないことの疎明があつたとき。
- 三 執行裁判所は、次の各号のいづれかに該当す
るとときは、債務者の財産について一般の先取特
権を有することを証する文書を提出した債権者

の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したもの）において、申立人が当該取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができないなかつたとき。

二 知っている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前号の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

三 前二項の規定にかかわらず、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者。第一号において同じ。）が前二項の申立ての日前三年以内に財産開示期日（財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。）においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。

二 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき。

四 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定（同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

五 第一項又は第二項の申立てについての裁判に対する執行抗告をすることができる。

六 第一項又は第二項の決定は、確定しなければならない。

（期日指定及び期日の呼出し）
第一百八十九条 執行裁判所は、前条第一項又は第二項の決定が確定したときは、財産開示期日を指定しなければならない。

（期日指定及び期日の呼出し）
二 財産開示期日には、次に掲げる者を呼び出さなければならぬ。
一 申立人
二 債務者（債務者に法定代理人、債務者が法人である場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者）
（財産開示期日）

第一百九十九条 開示義務者（前条第一項第二号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、財産開示期

日に出頭し、債務者の財産（第一百三十一条第一号又は第二号に掲げる動産を除く。）について陳述しなければならない。

陳述述の対象となるは、陳述の対象となる財産について、第二章第二節の規定による強制執行又は前章の規定による担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項その他申立人に開示する必要があるものとして最高裁判所規則で定める事項を明示しなければならない。

三 執行裁判所は、財産開示期日において開示義務者に対し質問を発することができる。

四 申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を発することができる。

五 執行裁判所は、申立人が出頭しないときであつても、財産開示期日ににおける手続を実施することができる。

六 財産開示期日における手続は、公開しない。

（民事訴訟法第百九十五条及び第二百六条の規定による手続について、同法第二百一条第一項及び第二項の規定は開示義務者について準用する。）

第二百十条 財産開示期日において債務者の財産を開示する債務者は、申立人の同意が一部を開示する債務者は、申立人の同意が全部を開示する債務者は、申立人の同意がある場合又は当該開示によつて第一百九十七条第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなったことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その余の財産について陳述することを要しない。

（期日指定及び期日の呼出し）
二 前項の許可の申立てについての裁判に対する執行抗告をすることができる。

三 財産開示事件の記録中の財産開示期日に関する情報の取得手続（以下「第三者から債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。）

（債務者の不動産に係る情報の取得）

第二百四条 この節の規定による債務者の財産に係る情報の取得に関する手続（以下「第三者から債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。）

（財産開示事件の記録の閲覧等の制限）

第二百一条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人
二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

（財産開示事件に係る情報の目的外利用の制限）

第二百二十二条 申立人は、財産開示手続において得られた債務者の財産又は債務に関する情報を、

当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

一 前項の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（同項第二号に掲げる場合にあつては、当該決定及び同号に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

二 前項の申立てについての裁判に対する執行抗告をすることができる。

三 第一項の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。

四 第一項の申立てについての裁判に対する執行抗告をすることができる。

五 第一項の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。

（債務者の給与債権に係る情報の取得）

第二百六条 執行裁判所は、第百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、第百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

（債務者の不動産に係る情報の取得）

第二百四条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める債務者の申立てにより、法務省令で定める登記所に對し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに對する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に關して知り得たものに限る。）

一 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）債務者が支払を受ける地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七十三条の二第一項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に關して知り得たものに限る。）

二 日本金銀機構、國家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団（債務者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第三条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの）が支払を受ける厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第三条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの）

二 第百九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合、債務者の財産について一般の先取特権を有する場合、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者

二 前項の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（同項第二号に掲げる場合にあつては、当該決定及び同号に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

三 第一項の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。

四 第一項の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。

（債務者の給与債権に係る情報の取得）

第二百六条 執行裁判所は、第百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、第百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、法務省令で定める登記所に對し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに對する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に關して知り得たものに限る。）

（債務者の不動産に係る情報の取得）

第二百四条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める債務者の申立てにより、法務省令で定める登記所に對し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに對する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に關して知り得たものに限る。）

一 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）債務者が支払を受ける地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七十三条の二第一項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に關して知り得たものに限る。）

二 日本金銀機構、國家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立學校振興・共済事業団（債務者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第三条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの）が支払を受ける厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第三条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの）

(民事執行法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件については、第三条の規定による改正後の民事執行法(次項において「新民事執行法」という。)第二十二条(第六号に係る部分に限る。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に係属している外国裁判所の民事事件における裁判についての執行法第二十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

判所の民事事件における訴訟については、新民事執行法第二十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(民事執行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 この法律は、施行日前に申し立てられた民事執行の事件については、前条の規定による改正後の民事執行法第二百二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の規定 (公布の日)

(売却の手続に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。)第六十五条の二及び第六十八条の四(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定は、施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分

をした場合における当該処分に係る売却の手続については、適用しない。

施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における売却不可事由については、新民事執行法第七十一条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による。

2

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(民事執行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 この法律は、施行日前に申し立てられた民事執行の事件については、前条の規定による改正後の民事執行法第二百二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の適用については、なお従前の例による。

3

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二十五条の規定(公布の日)

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定

三 第八十七条の二(を加える部分に限る。)を加える部分に限る。)の規定による決定の効力については、新民事執行法第一百五十九条第六項及び第一百六十一条第五項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4

附 則 (令和元年五月一七日法律第二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る新民事執行法第一百五十九条第一項又は第二百六十二条第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による決定の効力については、新民事執行法第一百五十九条第六項及び第一百六十一条第五項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第二条 第一条の規定による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。)第六十五条の二及び第六十八条の四(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定は、施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分

をした場合における当該処分に係る売却の手続については、適用しない。

施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における売却不可事由については、新民事執行法第七十一条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による。

2

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(第三条) 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押された債権者がその債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第一百五十五条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により差押債権者の金銭債権の取立て等に関する経過措置)

3

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二十五条の規定(公布の日)

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定

三 第八十七条の二(を加える部分に限る。)の規定による決定の効力については、新民事執行法第一百五十九条第六項及び第一百六十一条第五項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4

附 則 (令和四年六月一七日法律第六号)抄 (施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關する決定を求める申立て、秘匿決定等に係る請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等に係る配当又は弁済金の交付を実施すべき時期については、新民事執行法第一百六十六条第三項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第二条 第一条の規定による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。)第六十五条の二及び第六十八条の四(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定は、施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分

をした場合における当該処分に係る売却の手続については、適用しない。

施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における売却不可事由については、新民事執行法第七十一条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による。

2

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(第三条) 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押された債権者がその債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第七十一条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二十五条の規定(公布の日)

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定

三 第八十七条の二(を加える部分に限る。)の規定による決定の効力については、新民事執行法第一百五十九条第六項及び第一百六十一条第五項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4

附 則 (令和四年六月一七日法律第六号)抄 (施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關する決定を求める申立て、秘匿決定等に係る請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等に係る配当又は弁済金の交付を実施すべき時期については、新民事執行法第一百六十六条第三項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第二条 第一条の規定による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。)第六十五条の二及び第六十八条の四(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定は、施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分

